

これは正本である。

平成29年5月10日

東京高等裁判所第23民

裁判長裁判官 中 釜 俊 郎



平成29年（ネオ）第168号

（原審・東京高等裁判所平成29年（ネ）第481号）

決 定

埼玉県草加市新里町1020

上 告 人

渡 邊 秀 一

東京都千代田区紀尾井町3-23

被 上 告 人

日本民間放送連盟

代 表 者

井 上 弘

東京都千代田区永田町2-3-1

被 上 告 人

内 閣 総 理 大 臣

安 倍 晋 三

主 文

- 1 本件上告を却下する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

理 由

本件記録によれば、本件上告状及び民訴規則194条所定の期間内に提出された2017年4月27日付けの上告の理由書には、民訴法312条1項及び2項に規定する事由の記載がないから、本件上告は不適法でその不備を補正することができないことが明らかである。

よって、同法316条1項1号、67条1項、61条を適用して主文のとおり決定する。

平成29年5月10日

東京高等裁判所第23民事部

裁判長裁判官

小 野 洋



裁判官

内 堀 宏 達

裁判官 小 川 理 津

